

使用料の適正化に関する審議結果
答申

令和6年11月
南阿蘇村使用料等審議会

— 目 次 —

1 諮問事項	P. 1
2 審議対象	P. 1
3 審議内容	P. 2
4 答 申	P. 4
5 所 見	P. 6

1 諮問事項

公共施設の使用料[※]の適正化について意見を求める。

背景

南阿蘇村においては、平成28年熊本地震に伴う復旧復興事業の影響等から財政状況は極めて厳しく、令和3年3月には「南阿蘇村行財政改革計画」を策定し、一層の取組が進められているものの、公共施設の維持が大きな負担となっている。

引き続き良質な公共サービスを提供していくとともに、その公平性を確保するため、施設利用者からの相応の使用料の徴収、いわゆる「受益者負担の適正化」を図る必要がある。

※ 使用料 行政財産の使用または、公の施設の利用の対価として徴収することができる料金

地方自治法 第225条

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

2 審議対象

本答申において審議の対象とする施設は、以下の5施設とする。

施設名称	貸出区分
南阿蘇村ICT交流センター	会議室A・会議室B
南阿蘇村一心行公園 パークゴルフ場	パークゴルフ場
南阿蘇村柏木谷史跡公園 パークゴルフ場	パークゴルフ場
南阿蘇村パークゴルフ場	パークゴルフ場
南阿蘇村複合施設LOOP みなみあそ	フリールームD

3 審議内容

本審議会では、使用料の適正化に関する基本方針を軸に使用料の妥当性に関して審議を行った。

使用料の算定について

1 基本的な考え方

使用料は、次の3点から算定する。

- ① 統一的な使用料原価（1時間当たりあるいは1人当たりの金額）の算定
- ② 受益者（利用者）の負担割合
- ③ 受益者負担の急激な増加を緩和する措置

なお、基本的な算定式は次のとおりとする。

$$\text{使用料} = \text{使用料原価 (①)} \times \text{受益者負担割合 (②)} \quad ※ 10円単位切上げ$$

2 使用料原価の算定

使用料原価の算定式は、以下のとおりとする。なお、経費は施設の維持管理、運営に要した費用の過去3年度の平均値、年間利用可能時間、稼働率及び年間利用者数は前年度の数値を用いる。

- ① 1時間当たりの使用料を算定する場合（会議室、調理室、体育館、グラウンドなど）

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}$$

- ② 1人当たりの使用料を算定する場合（プール）

$$\text{使用料原価} = \text{経費} \times (\text{貸出区分面積} \div \text{貸出区分総面積}) \div \text{年間利用者数}$$

3 受益者の負担割合

受益者の負担割合は、各施設が提供するサービスを、次の2つ観点から区分し定めるとします。

- ① 行政が担うべきサービスであるか
 - ・ 公共的サービス 民間では提供が難しく、行政が担うべきサービス
 - ・ 市場的サービス 民間でも提供され、民間と行政が競合するサービス
- ② 住民の日常生活において必需的なものであるか
 - ・ 基礎的サービス 大多数の住民において日常的に必要とされるサービス
 - ・ 選択的サービス 特定の住民においてのみ必要とされるサービス

公共施設の区分

区 分	施設の例	受益者の負担割合
公共的×基礎的	小学校、中学校、図書館、道路、公園など	0%
公共的×選択的	公民館、体育館、グラウンドなど	25%～50%程度
市場的×基礎的		25%～50%程度
市場的×選択的		100%

4 受益者負担の緩和措置

使用料の急激な増加による利用者の減少等を避けるため、金額に上限を設ける等の措置を適用できるものとする。

5 類似施設間での使用料の調整

使用料は、前述のとおり算定するが、類似施設間で稼働率に偏りが生じないよう金額を調整できるものとする。

6 他自治体住民の使用料について

他自治体住民が利用する場合は、使用料を割り増すことができるものとする。

7 指定管理者制度導入施設の使用料について

指定管理者制度を導入している施設の使用料については、本方針に基づき算定した額を上限とし、指定管理者（予定者を含む）と協議のうえ決定することとする。

8 営利目的の利用について

営利目的の利用においては、その使用料を割り増すことができるものとする。

【使用料原価の算定について】

使用料原価の算定に用いる年間利用可能時間は前年度の数値を用いるとされているが、「南阿蘇村複合施設LOOPみなみあそ（フリールームD）」については、開館時間が令和6年度から変更となっているため、変更後の利用可能時間を用いて算定。

【他自治体住民の使用料について】

他自治体住民が利用する場合は、使用料を割り増すことができるため、「南阿蘇ICT交流センター」及び、「南阿蘇村複合施設LOOPみなみあそ（フリールームD）」については、村内使用料金の1.5倍により算定。

4 答 申

以上のとおり審議を行った結果を、次のとおり答申するとともに附帯意見を記す。

■南阿蘇村 I C T交流センター

使用料の算定過程及び各施設の使用料については適当と判断する。

〈使用料金改定案〉

施設名	施設使用料（1時間当たり・冷暖房費込み）	
会議室A	村内	600円
	村外	900円
会議室B	村内	600円
	村外	900円

■南阿蘇村一心行公園パークゴルフ場

■南阿蘇村柏木谷史跡公園パークゴルフ場

■南阿蘇村パークゴルフ場

使用料の算定過程及び各施設の使用料については適当と判断する。

施設名	施設使用料（村内外・1日当たり）	
南阿蘇村一心行公園 パークゴルフ場	大人（中学生以上）	600円
	子供（小学生以下）	300円
	用具貸出料（クラブ及びボール）	200円
南阿蘇村柏木谷史跡公園 パークゴルフ場	大人（中学生以上）	600円
	子供（小学生以下）	300円
	用具貸出料（クラブ及びボール）	200円
南阿蘇村パークゴルフ場	大人（中学生以上）	600円
	子供（小学生以下）	300円
	用具貸出料（クラブ及びボール）	200円

■南阿蘇村複合施設LOOPみなみあそ

使用料の算定過程及び各施設の使用料については適当と判断する。

施設名	施設使用料（1時間当たり・冷暖房費込み）	
フリールームD	村 内	500円
	村 外	800円

附帯意見

1 使用料の定期的な見直しについて

使用料は3年を目安として定期的に見直しを行うこと。ただし、昨今の原油価格や物価の高騰のような、経済、環境に多大な影響が生じる場合は、適宜、検討を行うこと。

なお、使用料の見直しの際には、冷暖房費など附帯設備に係る使用料についても併せて検討を行うこと。

2 施設運営のあり方について

指定管理の施設については、管理運営を委託するだけでなく、施設利用者を増やすための事業の提案や利用状況及び利用者の属性等のデータの収集を契約書に盛り込むなどの検討を行うこと。

施設利用については、利用者の固定化が見受けられるため、施設利用法の提案などを積極的に発信し、利用者の増加に取り組むこと。

4 施設の利用状況の把握について

今後、使用料の見直しにおいては、時間帯ごとの利用状況や利用者の属性データ等の収集、分析を行い、施設ごとの利用実態に応じた金額の設定に努めること。また、DX化を進め、業務の効率化にも努めること。

5 施設のあり方について

施設利用については、利用者の固定化が見受けられるため、施設の利活用の提案などを積極的に発信し、利用者の幅を広げ利用者増加に取り組むこと。

5 所見

これまでの審議をとおして、その所見を述べる。

まず、使用料の適正化を含めた公共施設のあり方の検討に当たっては、村民と一体となり、課題の解決に向け取り組んでいただきたい。

また、今回審議した使用料は、1時間当たりの金額であり、500円のもの10人で使えば1人当たりは50円となる。経営的な視点も持ち、公の施設として公平かつ効率的な運営に努めていただくとともに、南阿蘇村の魅力を生かした施設のあり方を検討していただきたい。

最後に、この使用料の適正化は、財政基盤の強化に向けた一歩目である。これを契機として、人口減少や少子高齢化、原油価格や物価の高騰のような環境の変化にも柔軟に対応し、より質の高い公共サービスの提供がなされていくことを期待する。